

件 名 : 令和7年度 Microsoft Office及びノート型コンピュータ賃貸借業務

質 問 内 容	回 答
賃貸借料の支払いについて、賃貸借料のお支払い条件は当月、利用分を翌月末にお支払い頂くという認識で宜しいでしょうか。(初回お支払日:令和7年10月ご利用分→令和7年11月末お支払い)	仕様書「5.(2)賃借料の支払いについて」記載のとおり、受注者は当該月分賃借料を翌月請求し、当市は請求書受理後30日以内に支払うものとします。よって、受注者は令和7年10月分を11/1以降日付で請求し、当市は請求書受理後30日以内支払いとするので、11/1に当市が請求書を受理できれば11/30までにお支払い致しますが、請求書発行日が11/1付であっても、郵送などの都合で当市での受理が11/2以降になれば、受理日から30日以内に支払うことになりますこと、ご了承ください。
契約保証金について、契約保証金免除の申請にあたり、ご提出させて頂く書面は過去2年間の間に契約満了した契約の契約書写し(2件)という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、契約書写しにリース対象物件一覧が含まれていない場合は、当該契約に係る仕様書等でリース対象物件が確認可能な書類の写しの提出が必要となります。
動産総合保険において、自宅や屋外等へ持ち出し中の損害等は保険対象外となりますが、宜しいでしょうか。	地震・津波等を担保しない一般的な動産総合保険がそれに該当するのであれば、お見込みのとおりです。なお、受注者が自らの負担で補償範囲が広い保険を付保することを妨げるものではありません。
機器の撤去等について、本件の調達では、機器の回収・データ消去は受注者の責で行い、その他ソフトウェアのアンインストールは本調達の費用に含めないという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
仕様には含まれておりませんが、万が一、貴市が賃貸借期間中に当該賃貸借機器においてMDMサービスを利用される場合、落札者側でサービスの設定操作・変更できるものではありませんので、賃貸借期間中の設定操作・変更や賃貸借契約終了後の設定解除(ID削除等)等は、サービス提供会社様と協議のうえ、貴市の責において実施頂くという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質 問 内 容	回 答
リース会社での応札を予定しており、機器等の導入、設定、保守、データ消去、回収費用はベンダーや協力会社に委託しますが、よろしいですか。	「機器等の導入、設定、保守、データ消去、回収」に関するベンダー及び協力会社については、仕様適合確認において機能等証明書と併せて提出頂く業務提携書及び対応体制証明書にて当市が確認した業者に行わせることは問題ありません。なお、リース満了後に実施が見込まれる「データ消去、回収」において前述の業務提携書記載以外の業者に行わせる場合は、作業前に再委託する旨の承認申請が必要です。申請受理後、弊社において内容を精査し承認の可否を回答致します。
調達仕様書 別紙明細2 ノート型コンピュータ メモリ:16GB 以上 ⇒ サードパーティ製品での差し替え対応でもよろしいでしょうか。	増設メモリ自体のパーツ保証が5年以上あり、且つ当該サードパーティ製メモリ搭載を起因としたノートPC本体の「パーツ保証5年以上」が阻害されなければ問題ありません。
仕様書 5. 賃貸借(リース)条件について(5)機器等の返却について ⇒ 「HDD及びSSD等の電磁的…(中略)…を別途負担しないものとする」との記載がありますが今回データ消去対象となるのは今回導入予定の5台のみの認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
契約保証金について、「杵築市契約事務規則第6条第3項に該当する場合は免除」との記載がありますが、下記の具体例について質問いたします。 第6条第3項(4) 第21条及び第37条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2か年の間に国(公社、公団を含む。以下同じ)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (1)過去2年間に契約締結したもので、現在も履行中の契約が対象との認識でよろしいでしょうか。 (2)種類は賃貸借契約、規模は契約金額との認識でよろしいでしょうか。 (3)上記を証明する書類として、賃貸借契約書の写しを2件以上提出するとの認識でよろしいでしょうか。	(1)履行中の契約ではなく、過去2か年の間に賃貸借が完了した実績が複数あれば該当します。 (2)「種類」については、契約種別だけでなく、賃貸借対象物件の種別(例:電子計算機類、情報システム等)も含むと解されます。「規模」はお見込みのとおりです。 (3)お見込みのとおりですが、賃貸借契約書写しにリース対象物件一覧が含まれていない場合は、当該契約に係る仕様書等でリース対象物件が確認可能な書類の写しの提出が必要となります。